

後期高齢者医療制度の 新しい保険証をお届けします

- 令和元年8月1日からは、同封した「オレンジ色」の保険証を使ってください。病院などにかかる時は、この保険証を必ず窓口で見せてください。
- 令和元年8月1日以降は、今までお使いの「緑色」の保険証は無効となり使えなくなります。

後期高齢者医療保険料の軽減措置について

平成31年度（令和元年度）からの後期高齢者医療保険料は、被保険者全員が負担する「均等割」の軽減措置が、次のとおり改正されます。（均等割額および所得割率自体の改正はありません。）

▼保険料均等割の軽減措置の特例が見直されます

保険料均等割については、低所得者の負担軽減を図るため、被保険者および世帯主の所得の状況に応じて、軽減措置（7割軽減、5割軽減および2割軽減）が取られており、さらに、7割軽減に該当する被保険者については、特例として2割および1.5割を上乗せし、9割軽減および8.5割軽減とされてきました。

この度、世代間の公平の観点等から、次のとおり特例が見直されることとなりました。

年度	軽減判定所得基準額（※1）	33万円以下かつ、同じ世帯の被保険者全員が所得0円の場合（ただし、公的年金控除額は80万円として計算）【※2】	33万円以下【※2】
平成30年度まで		9割軽減【4,000円】	8.5割軽減【6,000円】
平成31年度（令和元年度）		8割軽減【8,000円】※3	8.5割軽減【6,000円】
令和2年度		7割軽減【12,100円】※3	7.75割軽減【9,000円】
令和3年度から		7割軽減【12,100円】※3	7割軽減【12,100円】

※1 軽減判定所得基準額は、世帯主および世帯の被保険者全員の前年中の総所得金額等の合計です。

※2 【 】内の金額は、保険料均等割額（40,400円）に対する軽減措置後の金額です。（ただし、令和2年度以降は、保険料均等割額を変更する場合があります。）

※3 介護保険料の軽減強化や令和元年10月から実施の年金生活者支援給付金の支給といった支援策の対象となります。（ただし、世帯に住民税が課税されている人がいる場合は対象となりません。また、年金生活者支援給付金の支給額は国民年金保険料の納付実績等に応じて異なります。）

▼保険料均等割の軽減対象が拡大されます

保険料均等割の5割軽減・2割軽減について、低所得者の負担軽減を図るため軽減対象が拡大となり、軽減判定所得基準額（※1）が次のとおり引き上げられました。

年度	軽減割合	5割軽減【20,200円】※2	2割軽減【32,300円】※2
平成30年度		33万円+27万5千円×被保険者数	33万円+50万円×被保険者数
平成31年度（令和元年度）から		33万円+ 28万円 ×被保険者数	33万円+ 51万円 ×被保険者数

※1 軽減判定所得基準額は、世帯主および世帯の被保険者全員の前年中の総所得金額等の合計です。

※2 【 】内の金額は、保険料均等割額（40,400円）に対する軽減措置後の金額です。（ただし、令和2年度以降は、保険料均等割額を変更する場合があります。）

▼被用者保険の被扶養者であった人の保険料均等割の軽減措置期間が見直されます

後期高齢者医療保険に加入する前日において、被用者保険（会社の健康保険など）の被扶養者であった人は、特例として、期間を定めず保険料均等割の軽減措置（平成30年度は5割軽減）が取られていましたが、平成31年度（令和元年度）から、軽減措置期間を、後期高齢者医療保険に加入した月から2年を経過するまでの間とされました。

※1 平成30年度末時点で、後期高齢者医療保険に加入した月から2年を経過している場合は、平成31年度（令和元年度）の保険料均等割は軽減されません。

※2 保険料所得割は、今までどおりかかりません。

老齢年金生活者支援給付金（補足的な給付を含む）の場合、次の要件を全て満たしている場合、支給が受けられます。

- ① 65歳以上で、老齢基礎年金を受給している方
- ② 請求される方の世帯全員の住民税が非課税となっている方
- ③ 前年の年金収入額と所得額の合計が879,300円以下である方

※ なお、支給される金額は、国民年金保険料を納付した期間等によって異なり、支給は、基本的に10月、11月分を12月中旬（年金の支払いと同日）に支払います。

※ 詳しいことは、[日本年金機構（ねんきんダイヤル：0570-05-1165）](tel:0570-05-1165)にお問い合わせください。

介護保険料の第1段階（世帯全員が住民税非課税の老齢福祉年金受給者、または、世帯全員が住民税非課税で本人の年金収入が80万円以下の場合）の保険料基準額に対する割合が段階的に引き下げられることで、軽減される金額が拡大されます。

※ 詳しいことは、[お住まいの市役所（町役場）の介護保険担当課へお問い合わせください。](#)

限度額適用・標準負担額減額認定証（減額認定証）及び限度額適用認定証（限度額認定証）について

1) 対象者

- ・減額認定証：自己負担割合が1割で「世帯全員が住民税非課税」の人（所得区分が低所得者Ⅱまたは低所得者Ⅰの人）
 - ・限度額認定証：自己負担割合が3割で現役並み所得者ⅡもしくはⅠの人
- ◇所得区分については小冊子8ページをご覧ください。

2) 手続方法（どちらの認定証も手続方法は同じです。）

○既に認定証をお持ちの人

現在交付されている減額認定証、限度額認定証の有効期限は、「平成31年（令和元年）7月31日」です。8月以降も『対象者』に該当する人は、自動更新されますので、申請の必要はありません。今回、保険証に同封されていない人は、7月末までにお住まいの市町の後期高齢者医療担当課から送付されます。

○認定証をお持ちでない人

現在、認定証をお持ちでなく、上記の『対象者』に該当する人は、お住まいの市（区）役所または町役場の担当窓口に申請をしてください。申請が無いと認定証は交付されません。食事代などの減額が適用されるのは申請された月の初日からになりますので、ご注意ください。

◇負担額等の詳細については小冊子10～13ページをご覧ください。

自己負担割合が1割から3割、もしくは3割から1割に変更になった対象者で認定証が必要な方は申請が必要になります。お住まいの市（区）役所または町役場の担当窓口に申請をしてください。

ジェネリック医薬品をよく知って上手に活用しましょう

医師の処方に基づき調剤される医療用薬品のうち、新薬（先発医薬品）の特許期間終了後に承認を得て販売される、同じ主成分・同等の効果を持つ薬を「ジェネリック医薬品（後発医薬品）」といいます。ジェネリック医薬品は、開発の期間や費用を抑えられるため、薬価は新薬より低く設定されています。

▼まずは医師に尋ねましょう

ジェネリック医薬品に替えられるか、まず医師にお尋ねください。新薬が良いと判断された場合でもその理由を確認することが、自ら薬を選択する第一歩です。

▼薬局の薬剤師に相談しましょう

薬剤師に、価格や効果、副作用などジェネリック医薬品と新薬との違いや特徴について納得がいくまで相談し、自分にあった薬を選びましょう。

保険料の納めかた

▼保険料は次のいずれかの方法により納めていただくことになります。

1) 特別徴収

年金が支給される際に、保険料が差し引かれます。

年金を受給している人は、法令により原則として特別徴収が行われます。

2) 普通徴収

特別徴収の対象とならない人は、納付書や口座振替により保険料を納めていただきます。納付書は、お住まいの市町から送付され、お近くの金融機関等で納めることができます。

▼保険料の納付は、年金からの差し引き（特別徴収）から口座振替（普通徴収）へ変更することができます。

口座振替への変更を希望される場合は、お住まいの市（区）役所または町役場の担当窓口へご相談ください。変更手続の時期によっては、直近の年金受給月からの変更間に合わない場合があります。

◇詳しくは同封の小冊子19・20ページをご覧ください。

▼便利で納め忘れのない、口座振替をご利用ください。

年度途中で75歳になられた人や、他市町村から転入された人、昨年度に特別徴収が一旦停止となった人は、特別徴収を開始するまでの間は、普通徴収が行われます。

これまでに後期高齢者医療保険料の科目で口座振替の手続をしていない場合は、納付書で保険料を納めていただくことになります。便利で納め忘れのない、口座振替の手続をしておきましょう。

マナーを守って受診しましょう

休日や夜間に救急病院を受診する方が増え、緊急性の高い重症の患者さんの治療に支障をきたしています。救急医療はあくまでも急病時のためのものです。

日頃から自分の症状を把握し、相談できる「かかりつけのお医者さん」を持ち、具合が悪いときは早めの受診を心掛けましょう。また、同じ病気で複数の医療機関に同時期にかかる重複受診は控えましょう。

不審な電話や訪問者にご注意ください

～静岡県内で不審な電話があったとの情報が多数寄せられています～

- 市町や広域連合がキャッシュカードやクレジットカードの暗証番号などを尋ねたり、ATMを利用して保険料等の支払いや還付の手続をお願いすることはありません。
- 「おかしいな」と思うときは、相手の名前や電話番号を確認し、やり取りの前にお住まいの市（区）役所や町役場の担当窓口または広域連合にご確認ください。